

鶴ヶ島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市国民健康保険税条例（昭和35年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第19条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項ただし書及び第3項ただし書並びに第19条第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。